

( 外交防衛委員会 )

武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承

認を求めるの件 ( 閣条第一四号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

この議定書は、世界中の多くの地域での武力紛争により、多数の児童が兵士として使用され若しくは戦闘に参加させられ又は軍隊において暴力による虐待を受け若しくは性的搾取を受けている事態にかんがみ、武力紛争における関与から児童を一層保護するため、二〇〇〇年 ( 平成十二年 ) 五月に第五十四回国際連合総会において採択されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、十八歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 二 締約国は、十八歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。
- 三 締約国は、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を児童の権利条約に定める年齢 ( 十五歳 ) より年単位で引き上げる。ただし、この義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校については適用されない。

四 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、十八歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。締約国は、そのような採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとる。

五 締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。締約国は、自国の管轄の下にある者であつてこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。

六 締約国は、この議定書に反する行為の防止、被害者の社会復帰等について協力を行う。

七 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利委員会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利条約の規定に従つて同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。